

高圧および特別高圧の各種約款の変更について

当社は、2024年4月1日から、高圧および特別高圧の各種約款について以下のとおり変更いたします。

○変更の内容

(1) 電力契約標準約款（高圧）および電力契約標準約款（特別高圧）

項目		変更内容
本則	高圧 20 料金の算定期間 特別高圧 22 料金の算定期間	2024年4月1日付けの託送供給等約款等の変更において、「検針期間」が「供給側検針期間」に、「計量期間」が「供給側計量期間」にそれぞれ変更されたことから、当該用語の変更を反映いたします。
附則	—	2024年4月1日から実施する旨を規定いたします。

(2) 料金表（高圧）および料金表（特別高圧）

項目		変更内容
本則	高圧 4 料金 5 燃料費等調整 特別高圧 3 料金 4 燃料費等調整	電気料金の見直しにともない、基本料金、電力量料金その他の料金単価を変更いたします。 また、燃料費等調整制度における燃料費等調整単価の前提諸元のうち、基準燃料価格および基準市場価格の額を変更いたします。
附則	—	2024年4月1日から実施する旨を規定いたします。

(3) 各オプション契約約款（高圧および特別高圧）

項目		変更内容
本則 その他	料金その他	電気料金の見直しにともない、基本料金、電力量料金その他の料金単価を変更いたします。
附則	実施期日	2024年4月1日から実施する旨を規定いたします。

※その他約款の実施に伴う切替措置等を規定いたします。

以 上